

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 地方自治法第9条の5第1項の新たに生じた土地の届出の受理等に係る事務を、新たに久慈市等4市町村が処理することとした。（別表第2関係）
- 2 児童福祉法に基づく医療の給付に係る申請書等の受理に係る事務で規則で定めるものを、新たに平泉町が処理することとした。（別表第2関係）
- 3 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく栄養士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに釜石市等2市町が処理することとした。（別表第2関係）
- 4 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管理栄養士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに釜石市等2市町が処理することとした。（別表第2関係）
- 5 医師法及び医師法施行令に基づく医師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに釜石市等2市町が処理することとした。（別表第2関係）
- 6 歯科医師法及び歯科医師法施行令に基づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに釜石市等2市町が処理することとした。（別表第2関係）
- 7 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに釜石市等2市町が処理することとした。（別表第2関係）
- 8 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに釜石市等2市町が処理することとした。（別表第2関係）
- 9 歯科衛生士法第6条第3項の氏名等の届出の受理に係る事務を、盛岡市が処理することとした。（別表第2関係）
- 10 中小企業等協同組合法第9条の2第7項の他の事業を行うことの承認等に係る事務を、新たに葛巻町が処理することとした。（別表第2関係）
- 11 屋外広告物法第7条第2項の措置又は措置の命令若しくは委任等に係る事務を、平泉町が処理することとする事とした。（別表第2関係）
- 12 屋外広告物法第7条第4項の違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の除却等に係る事務を、新たに宮古市が処理することとした。（別表第2関係）
- 13 社会教育法第9条の4第4号の社会教育主事の資格の認定に係る事務を、新たに軽米町等2町村が処理することとした。（別表第2関係）
- 14 漁業法及び水産資源保護法に基づく水産動植物の採捕に係る申請、届出その他の書類の受理に関する事務で規則で定めるものを、二戸市等4市町村が処理しないこととした。（別表第2関係）
- 15 文化財保護法第92条第1項の調査のための発掘に関する届出の受理等に係る事務を、新たに花巻市が処理することとした。（別表第2関係）
- 16 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行令に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに釜石市等2市町が処理することとした。（別表第2関係）
- 17 森林法第34条の3第1項の間伐の届出の受理等に係る事務を、新たに九戸村が処理することとした。（別表第2関係）
- 18 土地区画整理法第4条第1項の施行の認可等に係る事務を、新たに宮古市が処理することとした。（別表第2関係）
- 19 歯科技工士法及び歯科技工士法施行令に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに釜石市等2市町が処理することとした。（別表第2関係）
- 20 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イの優良な宅地の造成の認定等に係る事務を、新たに宮古市が処理することとする事とともに、併せて所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 21 中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項の事業の転換の認可等に係る事務を、新たに葛巻町が処理することとした。（別表第2関係）
- 22 自然公園法第66条第2項の規定によりその例によることとされる同法第56条第1項の県立自然公園内での国の機関が行う

行為の協議等に係る事務を、新たに久慈市が処理することとした。(別表第2関係)

- 23 臨床検査技師等に関する法律、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律、臨床検査技師等に関する法律施行令及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令に基づく臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに釜石市等2市町が処理することとした。(別表第2関係)
- 24 調理師法及び調理師法施行令に基づく調理師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに釜石市等2市町が処理することとした。(別表第2関係)
- 25 工場立地法第6条第1項及び第7条第1項の特定工場の新設等の届出の受理等に係る事務を、新たに葛巻町等4町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 26 商工会法第23条第1項の設立の認可等に係る事務を、新たに葛巻町等2町が処理することとした。(別表第2関係)
- 27 商工会法第44条第2項の定款変更の許可等に係る事務を、新たに野田村が処理することとした。(別表第2関係)
- 28 薬剤師法及び薬剤師法施行令に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに釜石市等2市町が処理することとした。(別表第2関係)
- 29 家庭用品品質表示法第4条第1項の指示等に係る事務を、新たに軽米町等2町が処理することとした。(別表第2関係)
- 30 理学療法士及び作業療法士法及び理学療法士及び作業療法士法施行令に基づく理学療法士免許証及び作業療法士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに釜石市等2市町が処理することとした。(別表第2関係)
- 31 母子保健法第18条の低体重児の届出の受理等に係る事務を、新たに花巻市等3市町が処理することとした。(別表第2関係)
- 32 製菓衛生師法及び製菓衛生師法施行令に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに釜石市等2市町が処理することとした。(別表第2関係)
- 33 大気汚染防止法第6条第1項のばい煙発生施設の設置の届出の受理等に係る事務を、遠野市が処理しないこととした。(別表第2関係)
- 34 騒音規制法第3条第1項の規制地域の指定等に係る事務を、遠野市が処理しないこととした。(別表第2関係)
- 35 都市計画法第29条第1項及び第2項の開発行為の許可等に係る事務を、新たに宮古市が処理することとした。(別表第2関係)
- 36 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項の立入検査及び廃棄物の収去に係る事務を、新たに軽米町が処理することとし、及び遠野市が処理しないこととした。(別表第2関係)
- 37 水質汚濁防止法第5条第1項の特定施設の設置の届出の受理等に係る事務を、遠野市が処理しないこととした。(別表第2関係)
- 38 視能訓練士法及び視能訓練士法施行令に基づく視能訓練士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに釜石市等2市町が処理することとした。(別表第2関係)
- 39 児童手当法第17条第1項の規定により読み替えて適用する法第7条第1項の受給資格及び額の認定等に係る事務を、新たに八幡平市等7市町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 40 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項の選任等の届出の受理等に係る事務を、遠野市が処理しないこととした。(別表第2関係)
- 41 消費生活用製品安全法第40条第1項の報告の徴収等に係る事務を、新たに軽米町等2町が処理することとした。(別表第2関係)
- 42 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第3条の特定物質の価格の動向及び需給の状況の調査等に係る事務を、花巻市が処理することとした。(別表第2関係)
- 43 中小小売商業振興法第4条第1項の商店街整備計画の認定等に係る事務を、新たに一関市等2市が処理することとした。(別表第2関係)

- 44 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項の変更の届出の受理に係る事務を、新たに葛巻町等4町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 45 国民生活安定緊急措置法第6条第2項の標準価格又は販売価格の表示の指示等に係る事務を、花巻市が処理することとした。(別表第2関係)
- 46 国土利用計画法第23条第1項の土地の売買等の契約に係る届出の受理等に係る事務を、新たに九戸村が処理することとした。(別表第2関係)
- 47 国土利用計画法第28条第1項の遊休土地である旨の通知等に係る事務を、新たに野田村等2村が処理することとした。(別表第2関係)
- 48 浄化槽法第5条第1項の浄化槽の設置等の届出の受理等に係る事務を、新たに九戸村が処理することとした。(別表第2関係)
- 49 特定非営利活動促進法第10条第1項の設立の認証等に係る事務を、新たに二戸市等6市町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 50 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第3項の第一種指定化学物質の排出量等の届出の受理及び意見の付与等に係る事務を、遠野市が処理しないこととした。(別表第2関係)
- 51 ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項の特定施設の設置の届出の受理等に係る事務を、遠野市が処理しないこととした。(別表第2関係)
- 52 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項の導入計画の認定等に係る事務を、新たに雫石町が処理することとした。(別表第2関係)
- 53 高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等に係る事務を、新たに宮古市が処理することとした。(別表第2関係)
- 54 土壤汚染対策法第3条第1項本文の汚染状況の調査結果の報告の受理等に関する事務を遠野市が処理しないこととするともに、併せて所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 55 土壤汚染対策法第3条第4項の土地の利用の方法の変更の届出の受理等に関する事務を、宮古市等3市が処理することとした。(別表第2関係)
- 56 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項のアナグマ等の捕獲等の許可等に係る事務を、新たに大槌町等2町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 57 障害者自立支援法に基づく育成医療に係る支給認定の申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに平泉町が処理することとした。(別表第2関係)
- 58 公職選挙法施行令第59条の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に係る事務を、新たに軽米町等2町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 59 土地区画整理法施行令第16条第2項の解任投票所等の設定及び公告に係る事務を、新たに宮古市が処理することとした。(別表第2関係)
- 60 中小小売商業振興法施行令第9条第1項の高度化事業計画の変更の認定等に係る事務を、新たに一関市等2市が処理することとした。(別表第2関係)
- 61 都市計画法施行規則第37条の開発登録簿の閉鎖等に係る事務を、新たに宮古市が処理することとした。(別表第2関係)
- 62 児童手当法施行規則第12条第1項の規定により読み替えて適用する同令第4条第1項の現況の届出の受理等に係る事務を、新たに八幡平市等7市町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 63 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の電子情報処理組織の使用に係る届出の受理等に係る事務を、遠野市が処理しないこととした。(別表第2関係)
- 64 市町村立学校職員の給与等に関する条例に基づく単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務で教育委員会規則で定めるものを、新たに奥州市等6市町村が処理することとした。(別表第2関係)

- 65 県立自然公園条例第10条第4項の特別地域内での行為の許可等に係る事務を、新たに久慈市が処理することとした。(別表第2関係)
- 66 屋外広告物条例第15条の3第2項の保管広告物等の一覧簿の閲覧等に係る事務を、新たに宮古市が処理することとした。(別表第2関係)
- 67 浄化槽法施行条例第1条の2の浄化槽の撤去等の届出の受理に係る事務を、新たに九戸村が処理することとした。(別表第2関係)
- 68 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第14条、第15条第3項、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第22条第1項において準用する条例第14条及び第15条第3項並びに第90条第2項の届出の受理等に係る事務を、遠野市が処理しないこととした。(別表第2関係)
- 69 循環型地域社会の形成に関する条例第20条第2項及び第31条第1項の立入検査及び廃棄物等の収去に係る事務を、新たに軽米町が処理することとするとともに、遠野市が処理しないこととした。(別表第2関係)
- 70 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第6条第1項の立入検査及び県外産業廃棄物の収去に係る事務を、新たに軽米町が処理することとするとともに、遠野市が処理しないこととした。(別表第2関係)
- 71 高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録に係る事務を、新たに宮古市等6市町が処理することとした。(別表第2関係)
- 72 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 73 旅券法第3条第1項の一般旅券の発給の申請の受理等に係る事務を、新たに岩泉町等2町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 74 岩手県収入証紙条例第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに係る事務を、新たに岩泉町等2町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 75 自然公園法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 76 その他所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 77 施行期日等
- (1) この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる部分については、それぞれ次に定める日から施行することとした。(附則第1項関係)
- ア 72 平成22年5月19日
- イ 73、74及び(2)(附則第5項関係に限る。) 平成22年10月1日
- ウ 75 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第5項関係)
- ◎自治振興基金条例の一部を改正する条例(条例第5号)
- 1 自治振興基金の額を12,806,000千円(改正前13,056,000千円)に減額することとした。(第3条関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。(附則関係)
- ◎医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例(条例第6号)
- 1 医師修学資金の貸付金額の限度額を改定することとした。(第5条関係)
- 2 施行期日等
- (1) この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)
- ◎特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例の一部を改正する条例(条例第7号)
- 1 農地法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第5条関係)
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎オートキャンプ場条例の一部を改正する条例(条例第8号)

1 オートキャンプ場の施設にドームハウスを加え、及びその利用料金の上限額について定め、並びにオートキャンプ場の施設からトレーラーハウスを除くこととした。(別表第1、別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。(附則関係)

◎家畜保健衛生所使用料等条例の一部を改正する条例(条例第9号)

1 病性鑑定に係る死体の焼却に係る手数料の額を増額することとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例(条例第10号)

1 漁港施設の占用料及び公共空地等占用料のうち、電柱類及び地下埋設物を設置する場合の額を減額することとした。(別表第2及び別表第5関係)

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第11号)

1 漁港区域に係る海岸保全区域の占用料の額を減額することとした。(別表第1関係)

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎県立都市公園条例の一部を改正する条例(条例第12号)

1 岩手県立御所湖広域公園の艇庫にカナディアンフォアを保管する場合の使用料の額を定めるとともに、併せて所要の整備をすることとした。(別表第3関係)

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(条例第13号)

1 港湾施設の占用料の額を減額することとした。(別表第2関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、平成22年5月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎花巻空港管理条例の一部を改正する条例(条例第14号)

1 空港の占用料の区分を改め、及びその額を改定することとした。(別表第2関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第15号)

1 防疫等作業手当について、五類感染症に係る防疫等作業には支給しないこととした。(第4条関係)

2 衛生検査業務手当の支給対象業務の範囲を改め、及びその支給額を改定することとした。(第8条の2関係)

3 災害応急作業等手当について、本庁の農林水産部等に勤務する職員が災害応急作業に従事したときに支給することとした。(第9条の17関係)

4 月額で支給している刑事作業手当について、日額で支給することとした。(第10条の2関係)

5 その他所要の整備をすることとした。(第3条、第5条の2、第5条の3、第8条の3、第9条の5、第9条の6、第9条の

12～第9条の17、第9条の19、第21条関係)

6 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例(条例第16号)

- 1 土壌汚染対策法の一部改正に伴い、汚染土壌処理業許可更新申請等について手数料を徴収することとした。(別表第3関係)
- 2 建築物環境衛生一般管理業者登録手数料を廃止することとした。(別表第3関係)
- 3 租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第7関係)
- 4 その他所要の整備をすることとした。(別表第1～別表第7関係)
- 5 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例(条例第17号)

- 1 地方自治法第231条の3第2項の規定に基づく延滞金の徴収等に関し必要な事項を定めることとした。(第1条関係)
- 2 督促を行う期限について定めることとした。(第2条関係)
- 3 延滞金の徴収及びその計算方法等について定めることとした。(第3条関係)
- 4 延滞金の免除について定めることとした。(第4条関係)
- 5 この条例の実施に関し必要な事項は、知事等が別に定めることとした。(第5条関係)
- 6 施行期日等

- (1) この条例は、平成22年7月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)
- (3) 延滞金の割合の特例について定めることとした。(附則第3項関係)
- (4) 県営工業用水道料金徴収条例の一部を改正することとした。(附則第4項関係)
- (5) 県営工業用水道料金徴収条例の一部改正に伴い、所要の経過措置を講ずることとした。(附則第5項関係)

◎電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第18号)

- 1 電気事業における総最大出力145,791キロワットを147,291キロワットに改め、発電所に胆沢第三発電所を加えることとした。(第2条関係)
- 2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎美術館条例の一部を改正する条例(条例第19号)

- 1 企画展観覧料をあらかじめ徴収することができることとした。(第6条関係)
- 2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎柳之御所史跡公園条例(条例第20号)

- 1 柳之御所遺跡の遺構及び遺物の展示等を行うことにより、平泉の文化に関する県民の理解の増進に寄与するため、柳之御所史跡公園(以下「公園」という。)を設置することとした。(第1条関係)
- 2 公園における行為の許可について定めることとした。(第2条関係)
- 3 公園における行為の禁止について定めることとした。(第3条関係)
- 4 許可の取消し等について定めることとした。(第4条関係)
- 5 公園の施設、設備又は資料を汚損等した場合の損害賠償等について定めることとした。(第5条関係)
- 6 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第6条関係)
- 7 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。(附則関係)